

現金以外の納付方法を活用しよう！！

マルチペイメントネットワークを利用した電子納付が便利です！

こんなに
簡単！

【税関】

輸入申告後...

【輸入者】

【金融機関】

③輸入許可

①納付番号等払出し

※輸入申告時に納付方法「M」（マルチペイメント）を選択することにより納付番号が払い出されます。

②ATM、スマートフォン等により
納付番号等入力・関税等の納付

注意点

- ・ATMやIB等には、それぞれ利用条件（利用時間・金額等）があります。また利用するサービスによっては利用申込が必要となるものがあります。詳細はあらかじめ金融機関にご確認ください。
- ・納付に伴う領収書は発行されません。通帳記入等により納付状況をご確認ください

現金は必要ありません！

上記はマルチペイメントネットワークと接続できるATMやインターネットバンキング（IB）等の金融機関のサービスを利用して納付する方法です。この方法のメリットとして、

- ①端末の操作のみで納付が完了するので、**現金の持ち運びがなくなり、安全性が向上！**
- ②金融機関の**窓口営業時間を気にせず**手続きが可能！

といったことが挙げられます。
なお、納付方法は申告の都度申告者側で自由に選択可能です。

利用方法に関してはコチラ



利用可能金融機関はコチラ

